

令和7年度社会教育団体への補助金交付実績

※社会教育法第13条
国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

番号	主管課	大事業名称	補助金等の名称	補助の目的及び目標	補助対象事業 及び基準額等の内容	補助金交付額		根拠法令等	備考
						R7当初 予算額 (千円)	R7 決算額 (千円)		
01	文化振興課	臼田文化センター 管理運営事業費	臼田文化協会補助金	臼田文化協会は、文化の香り高い郷土 づくりを目指し、会員相互の文化的な教 養を高めるとともに、地域文化の振興に 寄与する目的で設立された。 その臼田文化協会の育成と運営を支援 する。	対象者：臼田文化協会 基準額：定額100,000円	100	100	予算の範囲内で交付	
02	文化振興課 (文化財事務 所)	文化財保護事業費	文化財保護事業補助金	文化財の保護・保存と活用により後世へ の継承を図るため、文化財等の保存活 動を行う団体の育成と活動を支援する。	対象者：取田町百番出世親世 音保存会ほか7件 基準額：事業費の50/100以内	180	362	佐久市文化財保護 事業補助金交付要綱	岩尾城跡保存会 30,000円 貞祥寺三重塔保存会 30,000円 前山城跡保存会 30,000円 取田町百番出世親世音保存会 30,000円 大沢地区文化財保存会 30,000円 滝観音保存会 30,000円 前山南区 15,000円 (倉沢薬師堂管理者) 八幡神社氏子総代 (八幡神社) 167,000円
03	文化振興課 (文化財事務 所)	文化財保護事業費	民俗文化財後継者育成 補助金	指定無形文化財の後世への継承を図る ため、民俗文化財の後継者育成を行う 保存会の育成と運営を補助する。	対象者：跡部講り念仏保存会 ほか3件 基準額：事業費の50/100以内	300	300	佐久市文化財保護 事業補助金交付要綱	跡部講り念仏保存会 100,000円 湯原神社式三番鼓保存会 80,000円 根神社式三番鼓保存会 30,000円 上原島追い祭り保存会 30,000円 春日本郷地区道祖神祭り保存会 30,000円 岩村田祇園祭お船様保存会 30,000円
04	スポーツ課	体育総務事務費	佐久市スポーツ協会補助金	市民がスポーツを親しむ機会の提供と生 涯スポーツの展開や競技スポーツの振興 による幅広い普及を図るため、佐久市ス ポーツ協会の育成と活動を補助する。	対象者：佐久市スポーツ協会 基準額：4,570,000円	4,570	4,570	佐久市スポーツ協会 補助金交付要綱	
05	スポーツ課	体育総務事務費	スポーツ振興補助金	市内のスポーツ少年団の間で生じる施設 使用料に対する助成の格差を緩和し、 青少年のスポーツ活動を推進するため、 市外の体育施設使用に係る入場料及び 使用料を補助する。	対象者：佐久市スポーツ少年団 に所属する団体(市内 に住所を有する者) 基準額：補助対象経費に2分の 1を乗じて得た額	100	0	佐久市スポーツ振興 補助金交付要綱	競技団体(スポーツスケート部)の活動 が廃止となったため

令和8年度社会教育団体への補助金交付計画

※社会教育法第13条
国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員の会議（社会教育委員の会議）が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行われなければならない。

番号	主管課	大事業名称	補助金等の名称	補助の目的及び目標	補助対象事業 及び基準額等の内容	補助金交付額		根拠法令等	備 考
						R7 決算額 (千円)	R8当初 予算額 (千円)		
01	文化振興課	臼田文化センター 管理運営事業費	臼田文化協会補助金	臼田文化協会は、文化の香り高い郷土 づくりを目指し、会員相互の文化的な教 養を高めるとともに、地域文化の振興に 寄与する目的で設立された。 その臼田文化協会の育成と運営を支援 する。	対象者： 臼田文化協会 基準額： 定額100,000円	100	100	予算の範囲内で交付	
02	文化振興課 (文化財事務 所)	文化財保護事業費	文化財保護事業補助金	文化財の保護・保存と活用により後世へ の継承を図るため、文化財等の保存活 動を行う団体の育成と活動を支援する。	対象者： 取田町百番出世親世 音保存会ほか8件 基準額： 事業費の50/100以内	362	484	佐久市文化財保護 事業補助金交付要綱	岩尾城跡保存会 取田町百番出世親世音保存会 大沢地区文化財保存会 渡瀬音保存会 三条区 (三条神社所有者) 八幡神社氏子総代 (八幡神社) 荒宿区 (岩村田若宮神社祇園社神輿所有 者)
03	文化振興課 (文化財事務 所)	文化財保護事業費	民俗文化財後継者育成 補助金	指定無形文化財の後世への継承を図る ため、民俗文化財の後継者育成を行う 保存会の育成と運営を補助する。	対象者： 跡部踊り念仏保存会 ほか9件 基準額： 事業費の50/100以内	300	300	佐久市文化財保護 事業補助金交付要綱	跡部踊り念仏保存会 湯原神社式三番保存会 根神社式三番保存会 上原島追い祭り保存会 春日本郷地区道祖神祭り保存会 岩村田祇園祭お船祿保存会
04	スポーツ課	体育総務事務費	佐久市スポーツ協会補助金	市民がスポーツを親しむ機会の提供と生 涯スポーツの展開や競技スポーツの振興 による幅広い普及を図るため、佐久市ス ポーツ協会の育成と活動を補助する。	対象者： 佐久市スポーツ協会 基準額： 4,570,000円	4,570	4,570	佐久市スポーツ協会 補助金交付要綱	
05	スポーツ課	体育総務事務費	スポーツ振興補助金	市内のスポーツ少年団の間で生じる施設 使用料に対する助成の格差を緩和し、 青少年のスポーツ活動を推進するため、 市外の体育施設使用に係る入場料及び 使用料を補助する。	対象者： 佐久市スポーツ少年団 に所属する団体（市内 に住所を有する者） 基準額： 補助対象経費に2分の 1を乗じて得た額	0	0	佐久市スポーツ振興 補助金交付要綱	